

## 1 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の法的位置づけと岩見沢市の考え方

### ① 子ども・子育て支援事業計画（H27～31年度）

子ども・子育て支援法（以下、支援法）は、子ども・子育てに必要な支援を行うために必要な内容に、財政的な根拠づけを行うという性質を持っています。

支援法に基づき、岩見沢市は、必要な事業について、公費（消費税等）を財源として供給体制を確保し、円滑に事業を実施するために「岩見沢市子ども・子育て支援事業計画」を定めることになっています。

### ② 次世代育成支援後期行動計画（前期 H16～21年度 後期 H22～26年度）

平成 15 年に制定された、平成 17 年度から 26 年度までの時限立法「次世代育成支援対策推進法（以下、次世代法）」も同様に、財政的な根拠づけを行うという性質を持っています。

次世代法に基づいて策定した「岩見沢市次世代育成支援行動計画」を根拠として、国や道から財政支援を受けていた各事業は、平成 27 年度からは「子ども・子育て支援法」へ位置付けられ、引き継がれることとなりました。

### ③ 次世代法の延長

平成 26 年 4 月、国は全国的な少子化の流れに変化が見られないことから、引き続き次世代育成支援に取り組むため次世代法の 10 年間の延長を決定しました。

特に、次世代法では、企業が計画策定をし、次世代育成支援対策に取り組むこととしていたのに対し、支援法では市町村への協力にとどまっている点が不十分であるとされました。

### ④ 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画

各種の給付や事業に対する財政的な根拠については、子ども・子育て支援法を根拠とした事業計画で足りることから、国は次の二つの方向性を示し、次世代法を根拠とする行動計画の策定は市町村の任意としました。

① 次世代法に基づく行動計画の策定は市町村の任意であること

② 次世代法に基づく行動計画と、支援法に基づく事業計画の両方を策定する場合は、一体のものとして策定することが可能であること

### 岩見沢市の考え方

岩見沢市としては、国が示す 2 点をふまえ、市の最上位計画である「総合計画」のもと、道路整備計画等他の計画との調整を図りながら次世代法に基づく「行動計画」としての性格を一体的に併せ持つ子ども・子育てのための計画として「(仮称) 岩見沢市子ども・子育てプラン」を策定したいと考えています。